

# 令和4年度西脇市立西脇東中学校部活動（運動部・文化部）方針

## 1 部活動の意義

西脇市中学校部活動は、生徒の多様な学びの場として、生徒の自主的・自発的な参加によって行われる。スポーツや文化・芸術等に関する活動を通して、技能の向上や体力・健康の増進、豊かな心の醸成とともに、豊かな人間性の育成や責任感や連帯感等の涵養を図る等、学校教育が目指す資質・能力が育まれるよう、学校教育の一貫として実施するものである。

また、個々の生徒が異年齢生徒や、教員・外部指導員・保護者をはじめとする地域支援者等との交流を通して、望ましい人間関係の構築を図り、礼儀・マナー等の社会道徳を身に付けると共に、自己の目標達成・自己実現に向け努力することを通じて人間形成に資するものである。

## 2 部活動のあり方

スポーツ庁の指針である「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、兵庫県教育委員会の「いきいき運動部活動（平成30年9月策定）」及び西脇市教育委員会の「西脇市中学校運動部活動ガイドライン（平成30年9月策定）」の趣旨を考慮し、このたび「西脇市中学校部活動指導方針」を策定したところである。

本校部活動は、この西脇市中学校部活動指導方針（平成31年3月策定）に則り、実施する。

実施に当たっては、心身ともに成長著しい中学生期にふさわしい、適切な指導を計画的に行うと共に、体罰や暴言、ハラスメントを根絶した安全・安心な指導を行う。

## 3 指導体制

部活動の指導に当たっては、部活動が学校教育の一環であることや、各教員が担当する校務や会議・出張への対応等を踏まえ、可能な限り複数顧問体制・複数見守り体制を構築し、学校生徒の安全・安心な活動を堅持する。

### (1) 活動計画の周知・実績の把握

顧問は、年間及び毎月の活動計画表を作成し、生徒・保護者・管理職に周知する。また管理職は、活動実績を把握し、必要があれば是正・指導を行う。

### (2) 休養日（長期休業中・定期試験時・学校閉庁等）

① 学期中は、週当たり2日以上休養日を設定する。長期休業中も、学期中に準じる。（平日及び休業日にそれぞれ1日以上休養日を設定）本校の場合、原則水曜日を「ノー部活デー」に設定する。ノー部活デーは、朝練習も含め、活動をしない日とする。

② 大会等により、やむを得ず土日等の休業日に休養日を設定できない場合は、休業日を他の日に振り替え、週当たり2日以上休養日は確保する。

③ 原則として、中間考査前3日間、期末考査前3日間は、部活動停止期間とする。但し、定期考査（中間・期末）後の1週間以内に、公式な（中体連主催等）大会やコンクールがある場合は、学校長の許可を得、保護者に周知した上で活動を行うことができる。その場合は、最低人数で1時間程度の練習・活動内容とする。

④ 夏季休業中学校閉庁日[8月12日（金）～8月16日（火）]（令和4年度）

⑤ 年末学校閉庁日[12月28日（水）～1月3日（火）]（令和4年度）

### (3)活動時間

学期中は、1日2時間程度、土日等の休養日は1日3時間程度とする。練習試合や大会等により実質活動時間が3時間を越える場合は、事前に管理職に承認を得た上で保護者に周知しなければならない。

### (4)朝練習

朝練習については、生徒の健康管理、運動効果等を考慮・判断し実施するものとする。実施する場合は、登校許可時刻を守り、30分程度の活動とする。但し、週始まりやお弁当、定期集金日の日については生徒・保護者の負担軽減のため実施する場合開始時間などについては配慮しながら行う。

登校許可時刻・・・7時15分～

### (5)部活動強化月間

総合体育大会・新人体育大会の各1ヶ月前から「部活動強化月間」とし、土日等の休業日を月2日として強化を図ることができる。但し、そのために少なくなった休養日分（最大2日）は長期休業（総体は8月、新人は12月）・学校閉庁日等に休養日を振り替える。

また文化部に関しては、コンクールや定期演奏会、部展などの各1ヶ月前を「部活動強化月間」とする。但し、そのために少なくなった休養日分は長期休業に休養日を振り替える。

そして、部活動ごとの特性やシーズンに合わせて年に一月に限り上記とは別の月をその部活動独自の「部活動強化月間」とすることができる。ただし、設定については、年度当初に校長の了承を経て、生徒・保護者に周知する。

### (6)大会・コンクール等への参加

大会・コンクール等への参加・出場については、生徒・教員の心身の負担や会場への移動に伴う交通費等にかかる家庭負担経費の軽減に配慮する。

大会・コンクール等への参加・出場のため、校外に移動する場合は、自転車による移動を除き原則として公共交通機関を利用する。

保護者に送迎を依頼する場合、校外教育活動承認願(届)を市教委に提出する。送迎中の事故による生徒の怪我等については、西脇市教育委員会が加入している傷害保険により対応する。

(練習中の怪我等については、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度により対応する。)

### (7) 下校時間

日の入り30分前を下校時間として設定する。各月の設定については次のとおりとする。

- |            |               |            |
|------------|---------------|------------|
| ・4月：18時00分 | ・9月：18時00分    | ・1月：17時00分 |
|            | (新人戦後17:30)   |            |
| ・5月：18時30分 | ・10月：17時15分   | ・2月：17時15分 |
|            | (中旬:17時00分)   |            |
| ・6月：18時30分 | ・11月：17時00分   | ・3月：17時30分 |
|            | (文化祭後:16時45分) |            |
| ・7月：18時30分 | ・12月：16時45分   |            |

#### 4部活動運営経費

(1)学校集金（部活動費）月々100円（年間1200円）

本校が設置する部活動の、運営に係る経費（練習用具購入費、大会参加費、中体連登録費等）の一部に充当します。

(2)上記以外の経費を集金する場合（ユニフォーム・シューズ等の個人持ちの用具購入、部独自の運営経費等）は、保護者に周知し承認を得ます。

(3)新人戦・総体（中体連主催）に市の代表として参加する場合、移動に係る交通費の一部が、市教委の規定により補助されます。

(4)部活動会計については、会計簿（会計資料）を作成し、顧問は保護者に対し説明責任が果たせるよう努める。

#### 5設置部活動

運動部活動：軟式野球部、男子ソフトテニス部、女子ソフトテニス部、女子バレーボール部

文化部活動：吹奏楽部、美術部、ボランティア部

#### 6その他

合同チームとして活動している部活：軟式野球部（H29年度新チームより）